

番号	8. (1)
項目	2025年度から制度化された本市の難聴高齢者補聴器購入助成事業は、助成額が低額なのに区役所でなく市役所への申請手続きや介護予防活動への参画など、高齢者にとってハードルが高く申請を断念させるものです。そのことは9月末の申請数にも表れています。助成額の大幅な引き上げや申請要件の緩和を図ってください。国が新たに、認知症の総合支援の一つとして難聴高齢者の早期発見、早期介入等の取り組みに対し、「保険者機能強化推進支援金・介護保険者努力支援交付金」に「聴こえの支援」がメニューに入りました。交付金の申請をされたのでしょうか。
(回答)	
<p>本市では、聴力機能の低下により外出等が困難な65歳以上の高齢者の方の“聴こえ”をサポートし、周囲の方との交流や介護予防活動等の社会参加を支援するため、令和7年4月1日より、「新たに購入した補聴器を活用しながら介護予防活動等を行っていただける65歳以上の軽度・中等度の難聴の方」を対象に、補聴器購入費用の一部を助成しています。</p> <p>また、本事業は、迅速性や簡便性の観点から、郵送や行政オンラインシステムでの申請を基本とし、申請の受付をはじめ、関連する書類の審査、助成の決定までを含めた業務のすべてを福祉局で行っています。</p> <p>申請方法につきましては、本市ホームページや事業の案内冊子等に掲載していますが、各区役所をはじめ、案内冊子を様々な場所で配布するなど、多くの方に手に取っていただけるよう、広く周知に努めてまいります。</p> <p>加えて、本事業の助成に係る上限の金額については、すでに65歳以上の高齢者に対して補聴器の購入費用について助成を行っている他の指定都市や大阪府内の市町村の状況を踏まえ、1人の対象者につき25,000円を上限としております。</p> <p>また、「保険者機能強化推進支援金・介護保険者努力支援交付金」につきましては、高齢化が進展する中で地域包括ケアシステムを推進するとともに、市町村が高齢者の自立支援や重度化防止等に関する取組みを推進し、保険者機能を強化するために創設されたものであり、今年度も申請しています。</p> <p>なお、本交付金については、本市では、地域支援事業費の財源として活用しております。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課 電話：06-6208-9957 福祉局 高齢者施策部 介護保険課 電話：06-6208-8028

番号	8. (2)
項目	<p>第10期の介護保険事業に向けて厚生労働省は社会保障審議会介護保険部会で議論しています。「制度の持続可能性の確保」をテーマに年末までに結論を出す意向です。第9期で見送られた①利用料2割負担の拡大、②ケアプランの有料化、③要介護1,2の生活援助サービスを自治体の「総合事業」に移行などの改定案を来年の通常国会に提出するとしています。これ以上の負担増と給付減は「制度の持続可能性」を破綻させます。当面一般会計から介護保険会計へ繰り入れをして、国費負担割合を引き上げるよう国に対し一層強く申し入れてください。</p>
(回答)	
	<p>介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支えるために創設された社会保険制度であり、50%の公費負担と50%の保険料負担により制度設計されており、受益と負担の関係から、多くの方がサービス利用されれば保険料も上がる仕組みとなっております。</p> <p>介護保険料を引き下げるために一般財源を投入することは、健全な介護保険制度の運営と財政規律の保持の観点から適当ではないと国から見解が示されています。</p> <p>本市の介護保険につきましても、この国の見解に沿った運営を行うとともに、制度を長期的に安定して運営するため、国の負担割合の引上げなど必要な財政措置を講じるよう、機会あるごとに国に要望しているところです。</p>
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（管理G） 電話：06-6208-8028

番号	8. (3)
	<p>これだけ長期に物価上昇が続く中、年金受給者や高齢者も生活が増々困難になり、奇数月末を過ごすのが大変厳しくなっています。年金積立金管理運用独立行政法人が運用する積立金残高が300兆円を超えていているのに、その0.01%もあれば実施できる年金の隔月から毎月支給がなぜできないのでしょうか。国に対し実現を迫ってください。</p>
(回答)	
<p>公的年金制度は、世代間の相互扶助精神に基づき、老後や万一の場合の健全な国民生活の維持向上を目的として国において運営されています。</p> <p>現在、国においては、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るための措置等の実施を推進するとともに、必要な検討等を行っております。公的年金制度についても、既に成立した関連法の着実な実施に加え、年金制度のあり方等について検討していくことが示されています。</p> <p>本市としては、その推移を見守るとともに、老齢基礎年金の支給月等の改善を検討するよう、「政令指定都市国保・年金主管部課長会議」を通じて国へ要望しており、今後も引き続き要望を行ってまいります。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（管理グループ） 電話：06-6208-7977

番号	8. (4)
項目	2026年度も上下水道の基本料金は、夏季の4カ月間以上減免してください。
(回答)	
<p>水需要の減少に伴い給水収益の減少傾向が続いていることや、南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害への対策や老朽化した管路の更新など、施設整備のために多額の投資を長期にわたって継続する必要があることから、上下水道事業の経営環境は今後ますます厳しいものになることが見込まれます。</p> <p>そのため、現時点では夏季の上下水道の基本料金の減免を行う予定はございませんが、今後も引き続き経常経費の抑制や給水収益の着実な確保など収支の改善に向けた経営努力を継続しながら、将来にわたり安心・安全な市民生活に寄与する上下水道事業を構築してまいりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。</p>	
担当	水道局 総務部 お客様サービス課 営業企画担当 電話：06-6616-5473 水道局 総務部 企画課 電話：06-6616-5410 建設局 総務部 経理課 下水道使用料担当 電話：06-6615-7545

番号	8. (5)
項目	歴史的な事情の違いがありますが、東京都内では都営斎場と区営斎場が各2か所で、民営斎場が多く費用の値上がりが問題になっています。本市の5か所の市立斎場の直営化を維持してください。
(回答)	
	<p>大阪市内で火葬を実施している斎場は5か所で、いずれも大阪市立斎場条例（火葬料、式場使用料、休場日等を定めている）に基づいて設置している大阪市立斎場です。なお、北斎場、小林斎場、鶴見斎場、佃斎場の4斎場は指定管理者制度に基づいて指定管理者（民間）が運営を行っており、瓜破斎場は本市が運営を行っております。</p> <p>また、本市では、施設の老朽化と年々増加する火葬件数に対応するため、今後の市立斎場の中長期的な整備計画である「大阪市立斎場整備事業基本構想」を令和3年6月に策定し、各斎場の整備を計画的に進めております。</p>
担当	環境局 総務部 施設管理課（斎場・靈園） 電話：06-6630-3137

番号	8. (6)	
項目	国民年金受給者が入居できる高齢者施設を増設してください。	
(回答)		
	<p>大阪市では、3年毎に大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定しており、特別養護老人ホームや介護老人保健施設などの整備目標の定員数を設定しております。令和7年12月現在、特別養護老人ホームは172施設14,803人、介護老人保健施設は82施設7,849人です。</p> <p>特別養護老人ホームの整備については、入所の必要性・緊急性が高い入所申込者が概ね1年以内に入所が可能となるよう、介護老人保健施設については、特別養護老人ホーム等の介護保険施設の整備状況や利用ニーズをふまえて整備を進めています。</p> <p>特別養護老人ホームは、平成27年の制度改正に伴い、新たに入所する方については原則要介護3以上の方となっていますが、要介護1又は2の方であっても、単身の方など、やむを得ない事情により特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難である場合には、特例入所として特別養護老人ホームへの入所が認められています。</p> <p>今後とも、高齢者の方々のニーズや地域の実情を勘案しながら、計画的な整備に努めて参ります。</p>	

番号	8. (7)
項目	空き家対策が区によって大きな違いのないようにしてください。
(回答)	
担当	<p>大阪市では、「空家等対策の推進に関する特別措置法」第7条第1項の規定により策定した「大阪市空家等対策計画」に基づき、ニア・イズ・ベターの視点の下、より地域・住民に近い区役所が拠点となって、関係局とも連携しながら空家等対策の取組を進めています。</p> <p>また、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある特定空家等や、その他適切な管理がなされていない管理不全空家等に対する措置については、「特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する指針」を策定し、措置や対処の統一的な基準等を定め、対応しております。</p>

番号	8. (8)
項目	大阪シティバスの停留所の屋根やベンチの維持管理など適切に指導してください。
(回答)	
担当	都市交通局 バスネットワーク企画担当 電話：06-6208-8895

番号	8. (10)			
項目	2024年度の敬老優待乗車券の行政区別取得数と取得率を明らかにすること			
(回答)				
以下のとおり回答します。				
	取得数	取得率 (%)		
北区	13,124	68.15		
都島区	13,933	68.62		
福島区	7,492	63.43		
此花区	8,900	63.61		
中央区	8,830	68.50		
西区	8,949	69.99		
港区	11,656	68.51		
大正区	10,765	68.12		
天王寺区	8,461	67.36		
浪速区	5,352	55.31		
西淀川区	10,956	55.85		
淀川区	19,486	60.64		
東淀川区	20,430	60.55		
東成区	10,408	63.75		
生野区	15,862	53.90		
旭区	14,009	66.44		
城東区	22,324	65.08		
鶴見区	12,968	63.85		
阿倍野区	15,516	70.86		
住之江区	20,564	69.57		
住吉区	21,209	63.88		
東住吉区	17,769	60.37		
平野区	26,458	61.31		
西成区	14,128	48.34		
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課（いきがいグループ） 電話：06-6208-8056			

番号	8. (11)
項目	帯状疱疹ワクチン接種年に何らかの理由で受けられなかつたとき、再接種の費用と時期についてお教えください。
(回答)	
<p>帯状疱疹ワクチンは、令和7年4月から予防接種法における定期接種としての接種が開始され、本市におきましても接種費用の一部を助成しているとともに、市民税非課税世帯等の方は接種時に確認書類を提示いただくことで、無料で接種いただけます。</p> <p>定期接種における対象者については「65歳の者」及び「60歳以上65歳未満の者であつて、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者」と定められています。</p> <p>なお、令和7年度から令和11年度の5年間は経過措置として、対象者のうち「65歳の者」は、「65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者」とされています。これに加えて、令和7年度のみ「100歳以上の者」も対象者とされています。</p> <p>定期接種の対象となる方が、その対象期間内に療養を必要とする疾病にかかるなど特別の事情があったことにより、やむを得ず定期接種が受けられなかつたと認められる場合は、特別の事情がなくなつた日から起算して1年を経過するまでの間、定期接種として接種することができる制度があり、接種費用の一部助成を受けることができます。(事前にお住まいの区の保健福祉センターで申請が必要です。)</p> <p>上記以外の理由(例:失念や多忙などの自己の都合等により接種をできなかつた場合)により定期接種期間内に接種しなかつた方が、その期間後に接種を希望される場合は、被接種者の意思と責任で医師の判断に基づき行われる任意接種として接種できます。</p> <p>任意接種の接種費用については、医療機関が設定する費用の全額を被接種者自身でご負担いただくこととなります。</p> <p>なお、任意接種における接種時期の定めはありませんので、接種を希望される医療機関でご相談いただくこととなります。</p>	
担当	健康局 保健所 感染症対策課 電話:06-6647-0813

番号	8. (12)
項目	2023年度、2024年度の介護保険法第27条に基づく介護認定申請から決定まで、30日の法定期間を超えた件数とその比率を明らかにしてください。
(回答)	
	<p>要介護認定申請に対する処分は、介護保険法第27条に基づき当該申請を受理してから30日以内に行う必要があり、また、その遵守に向けた注力は保険者としての務めであると考えております。</p> <p>要介護認定審査期間のうち、30日の法定期間を超過した件数については、令和5年度では94,185件(77.7%)、令和6年度では127,235件(81.2%)となっております。</p> <p>本市におきましては、申請受領後結果が出るまでの期間の短縮のため、要介護・要支援認定事務を委託している事業者に対し、申請受領後速やかに調査依頼及び意見書作成依頼を行うとともに、依頼後15日を経過しても回答がない場合には速やかに督促を行うなど、進捗管理の徹底を指示しています。</p> <p>また、認定調査業務の委託事業者については、複数の事務受託法人や居宅介護支援事業者へ委託を行い、本市からの調査依頼後10日以内の調査完了を指示しているところです。引き続き法定期間で適正な要介護認定を行うよう取り組んでまいります。</p>

番号	8. (13)
項目	大阪市の介護保険料は全国一高く、高齢者の生活を圧迫しています。納付状況と納付が遅れたことにより、介護給付が受けれない現状について明らかにしてください。また、それについて大阪市はどのように考えられているのか見解を聞かせてください。
(回答)	
<p>介護保険料の納付が遅れたことにより、保険給付の制限措置がとられることがあります、介護給付が受けられなくなるということはありません。</p> <p>なお、保険給付の制限措置においては、介護保険制度は被保険者が相互に保険料を負担し合う社会保険制度となっているため、保険料を滞納している者が、一方で保険給付を受け続けることは、介護保険制度の趣旨に反し、他の被保険者の保険料納付意欲を減退されることになり、介護保険制度の運営に支障をきたすことになります。このため、保険料を滞納している者に対する保険給付を制限するよう介護保険法で定められており、被保険者間の公平を図る観点からも必要な措置であると考えております。</p> <p>保険給付の制限にかかる措置については、次のとおりであり、本市で保険給付の制限措置を受けている方の数は423名になります（令和7年4月1日時点）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払方法の変更：介護保険料を1年以上滞納した場合、介護保険サービスの利用にかかった費用を一旦サービス提供事業所に全額（10割）支払い、後日保険給付分（7割～9割）を本市へ請求し介護給付を受ける方法に変更する。 ・保険給付の一時差止：介護保険料を1年6か月以上滞納した場合、「支払方法の変更」により保険給付分を本市に請求した後、被保険者が滞納している保険料に請求額を充当する。 ・給付額減額：介護保険料を2年以上滞納した場合、一定期間の保険給付が減額され、利用者負担割合が1割または2割負担の方は3割負担、3割負担の方は4割負担へ変更される。 <p>なお、保険給付の制限の対象者に法で定める特別な事情がある場合は、免除や取消等の対応を行っております。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付グループ） 電話：06-6208-8059

番号	9. (1)
項目	大阪市で働く労働者の採用賃金を基本給時給1,800円以上（諸手当などを除いて）、非正規労働者も時給1,800円以上となるよう引き上げること
(回答)	
担当	総務局 人事部 給与課（給与グループ） 電話：06-6208-7527

番号	9. (2)
項目	<u>大阪市職員の賃金については大阪労連が実施した必要生計費調査を参考とすること。</u> なお大阪市人事委員会に対しても公式資料として採用することを求める。
(回答) (下線部について回答)	
地方公務員の給与については、地方公務員法において社会一般の情勢に適応するよう、隨時、適当な措置を講じなければならないとされており、本市においては、人事行政に関する専門的中立機関である本市人事委員会が行う勧告に基づき、給与改定を行っています。	
担当	総務局 人事部 給与課 (給与グループ) 電話 : 06-6208-7527

番号	9. (2)
項目	大阪市職員の賃金については大阪労連が実施した必要生計費調査を参考とすること。なお <u>大阪市人事委員会に対しても公式資料として採用することを求める。</u>
(回答) (下線部について回答)	
人事委員会においては、毎年、職員の給料表が適当であるかどうかについて、市会及び市長に対し報告を行っています。	
地方公務員法第24条第2項において、職員の給与は生計費等を考慮して定めなければならないとされており、当委員会は上記の報告に際して、公正な中立機関としての立場から、生計費については、国民生活の実態を把握するものとして広く利用されている総務省統計局が実施した家計調査の結果を基礎として算定し、公表もしているところです。	
従って、特定の団体が実施した調査の結果を公式資料として採用することは困難です	
担当	行政委員会事務局 任用調査部 任用調査課 電話 : 06-6208-8540

番号	9. (3) (4)
項目	<p>大阪市内で働く労働者の最低賃金が時給 1,800 円以上となるよう大阪市として賃上げを実施した企業へ助成金を出すなどの賃上げ助成制度を創設すること。なお回答については他の自治体の実績からみて経済戦略局が回答することが妥当と考えます。</p> <p>大阪の労働人口流出を防ぐためにも大阪市として大阪地方最低賃金審議会へ大幅引き上げの議論を行うよう要請すること。</p>
(回答)	
<p>最低賃金制度は、国の制度であり、最低賃金制度の趣旨及び内容の周知徹底並びに監督体制の拡充など制度の充実を図るとともに、業務改善助成金やキャリアアップ助成金の支給といった支援など、最低賃金の適正な金額水準に向けた取組が行われています。</p>	
<p>参考 :</p> <p>大阪府のホームページにおいて、国が実施しております賃金の引き上げに関する支援策などを掲載しておられます。</p> <p>https://search.app/q9YwbLJ8kdNMKwaXA</p> <p>大阪地方最低賃金審議会への要請については、最低賃金が都道府県単位で金額が定められていることから、大阪においては大阪府知事の判断によるものと考えます。</p> <p>本市におきましては、最低賃金制度について、国と連携を図りながら、区役所や区民センターなどにおいてポスターの掲示やチラシの配架、また、本市の広報紙、ホームページなどを活用した広報等、広く市民への周知に努めてまいります。</p>	
担当	市民局 ダイバーシティ推進室 雇用女性活躍推進課 電話 : 06-6208-7375

番号	9. (5)
項目	公共事業における公正な賃金・労働条件の確保のため、大阪市が発注する事業に関してはそこで働く労働者の賃金が時給1,800円以上、月27万5,000円以上となるよう 「大阪市公契約条例（仮称）」を制定すること。また実際に大阪市からの発注した事業を入札した業者が労働者に対し、賃金をいくら支払っているのか把握すること。その際、「大阪府最低賃金未満で支払われているおそれがある等の情報を入手した場合」に限らず、すべての業者に確認すること。
(回答)	
【いわゆる公契約条例の制定について】	
<p>労働者の賃金水準などの労働条件については、労使間で決定されるべきものであり、最低賃金をはじめとする労働条件の基準については、基本的には国において制定されるべきと考えております。</p> <p>このため、本市では、府内事業者にかかる労働関係法令について網羅された大阪府作成のパンフレットを、電子調達システムウェブサイトや入札参加資格承認メールへ掲載し、また、落札者へ配付することにより、事業者への周知徹底に努めています。</p> <p>また、一部の契約で最低制限価格制度や低入札価格調査制度を活用するとともに、業務委託の入札の方法として総合評価一般競争入札制度を一部導入し、評価項目として「賃金・労働条件の向上に関する取組」を含めることで、従事する労働者の適正な労働条件を確保するなど、下請負人へのしづ寄せや労働者の労働条件低下につながりやすいダンピング受注の防止や品質確保にも取り組んでいます。令和2年度公告案件からは、この間の段階的な最低賃金引上げを踏まえ、より賃金労働条件の向上に資することができるよう、評価基準等の見直しも行っています。</p> <p>加えて、労働者の最低賃金の履行確保を推進するため、本市が発注する業務委託契約等において、平成29年度に大阪労働局労働基準部と「最低賃金に係る情報の提供に関する協定」を締結し、本市が発注する契約において雇用される労働者への賃金が大阪府最低賃金未満で支払われているおそれがある等の情報を入手した場合に、大阪労働局へ情報提供する仕組みを制度化しています。令和3年3月には同協定の内容を拡充し、低入札価格調査制度を適用する入札において、調査基準価格を下回る入札者に対して低入札価格調査を行った上、業務委託契約を締結した場合、契約事項について大阪労働局へ情報提供するよう定めています。</p> <p>このほか、業務委託契約において契約相手方より労働関係法令を遵守する旨の誓約書を徵取することとしており、本市が発注する業務委託契約等における労働者の最低賃金の履</p>	

行確保の推進に取り組んでいます。

今後とも、公契約に関しては、国の動向だけでなく、他の自治体の動きにも注視しながら、適正な契約制度の確立に努めてまいります。

【「また実際に大阪市からの発注した事業を入札した業者が労働者に対し、賃金をいくら支払っているのか把握すること。その際、「大阪府最低賃金未満で支払われているおそれがある等の情報を入手した場合」に限らず、すべての業者に確認すること」について】

労働者への賃金の支払いについては、最低賃金法により「使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない」とされており、本市としても、本市が発注する業務委託契約等において業務に従事する労働者の最低賃金額が確保されることについては、発注者として重要であると認識しています。

このため、上記で回答したとおり、労働者の最低賃金の履行確保を推進するため、本市が発注する業務委託契約等において、平成29年度に大阪労働局労働基準部と「最低賃金に係る情報の提供に関する協定」を締結し、本市が発注する契約において雇用される労働者への賃金が大阪府最低賃金未満で支払われているおそれがある等の情報を入手した場合に、大阪労働局へ情報提供する仕組みを制度化しています。令和3年3月には同協定の内容を拡充し、低入札価格調査制度を適用する入札において、調査基準価格を下回る入札者に対して低入札価格調査を行った上、業務委託契約を締結した場合、契約事項について大阪労働局へ情報提供するよう定め、本市が発注する業務委託契約等における労働者の最低賃金の履行確保の推進に取り組んでいます。

このほか、業務委託契約において契約相手方より労働関係法令を遵守する旨の誓約書を徵取することとしており、本市が発注する業務委託契約等における労働者の最低賃金の履行確保の推進に取り組んでいます。

しかしながら、労働者の賃金水準などの労働条件については、労使間で決定されるべきものであり、発注者が介入することは労働関係法令に馴染まないことから、本市発注の業務委託契約等において、すべての業者に対し、本市が労働者への賃金の支払い状況を確認することについては、現在、実施する考えはありません。

担当	契約管財局 契約部 制度課（契約制度グループ） 電話：06-6484-7062
----	---

番号	9. (6)
項目	現在、大阪府が奨学金返済支援を行う企業へ奨学金返還支援制度を行っていますが、1社あたり30万円しか支給されず従業員1人分にも満たない不十分な事業となっています。大阪市として同制度を補填する制度を実施すること。経済戦略局からの回答を要望します。
(回答)	
	<p>大阪市の中小企業支援においては、中小企業が持続的に収益を生み出すことができるよう取り組むことが重要であると認識しています。そのため、中小企業支援拠点である大阪産業創造館において、人材確保など様々な経営課題に対するコンサルティングやセミナーなどにより、中小企業の経営基盤をしっかりと支える取り組みを行っており、今後もニーズを把握しつつ中小企業の課題に的確に答えていけるよう取り組みを一層柔軟に進めることで、中小企業に寄り添った支援を継続していきます。</p>
担当	経済戦略局 産業振興部 企業支援課（企業支援担当） 電話：06-6264-9834

番号	9. (7) ①
項目	公正・公平な労働行政をおこなうこと。各種審議会について、各種審議会委員は、幅広い労働界からの選出を義務付け、大阪労連からの委員を選出すること。
(回答)	
	<p>審議会等の委員の選任については、当該審議会等を所管する局等において、審議会等の設置及び運営に関する指針（以下「指針」といいます。）に基づき行っています。</p> <p>指針の「第5 委員の選任」では、専門的知識の導入、公正の確保、利害の調整といった当該審議会等の設置目的が的確に達成されるよう、各界各層及び幅広い年齢層の中からふさわしい人材をバランスよく選任するなど、審議等の目的に照らして、当該審議会等が実質的かつ効果的に機能するよう十分留意するものとしており、ご要望のような特定の団体からの選出を義務付けることは、指針の趣旨に反するものです。</p>
担当	総務局 行政部 行政課（法務グループ） 電話：06-6208-7443

番号	9. (7) ②
項目	公正・公平な労働行政をおこなうこと。各種審議会について、1つの審議会で複数の労働組合代表を選出する場合は連合、全労連それぞれから選出すること。
(回答)	
	<p>審議会等の委員の選任については、9. (7). ①で回答したとおり、指針において留意事項が定められています。</p> <p>各審議会等の委員の選任は、当該審議会等を所管する局等において指針に基づき行っておりますが、ご要望のような特定の団体からの選出を義務付けることは、指針の趣旨に反するものです。</p>
担当	総務局 行政部 行政課（法務グループ） 電話：06-6208-7443

番号	9. (7) ③
項目	公正・公平な労働行政をおこなうこと。各種審議会について、労働組合から選ばれている委員がいる場合は所属組合を明らかにすること。

(回答)

「労働組合から選ばれている委員がいる場合は所属組合を明らかにすること」とのご要望については、「審議会等の委員等が労働組合の組合員から選任されている場合の事例を明らかにすること」と理解してお答えしますが、下記のとおりとなります。

労働組合の組合員から委員等を選任している事例（令和6年11月1日現在）

審議会等を所管する局又は区	審議会等名称	労働組合等名称
西成区役所	あいりん地域まちづくり会議	釜ヶ崎地域合同労働組合
西成区役所	あいりん地域まちづくり会議	全日本港湾労働組合西成分会
西成区役所	あいりん地域まちづくり会議	釜ヶ崎日雇労働組合
市民局	大阪市消費者保護審議会	日本労働組合総連合会大阪府連合会 大阪市地域協議会
市民局	大阪市男女共同参画審議会	日本労働組合総連合会大阪府連合会 大阪市地域協議会
福祉局	大阪市福祉有償運送運営協議会	日本労働組合総連合会交通労連関西地方総支部
環境局	大阪市環境審議会	日本労働組合総連合会大阪府連合会
大阪港湾局	大阪市港湾審議会	大阪港湾労働組合協議会

教育委員会事務局	大阪市社会教育委員会議	日本労働組合総連合会大阪府連合会 大阪市地域協議会	

担当 総務局 行政部 行政課（法務グループ） 電話：06-6208-7443

番号	9. (7) ④
項目	<u>大阪市中小企業対策審議会、大阪市男女共同参画審議会にてこの1年間の協議の内容と実施した施策と決定事項を明らかにすること。また経済戦略局と市民局に大阪労連からの委員を選出するよう求めます。</u>
(回答) (下線部について回答)	
大阪市中小企業対策審議会につきまして、令和7年12月16日に開催し、「地域経済成長プランの改訂について」及び「地域経済成長プラン（2025年3月）に基づく取組状況について」を議題として審議をいただいたところです。	
議題について、各委員から意見等を聴取したものであり、実施した施策と決定事項はございません。なお、議事要旨等については後日大阪市ホームページに掲載を予定しております。	
また、大阪市中小企業対策審議会の委員につきましては、中小企業振興対策について多方面から意見を得るため、各専門分野の適材を検討のうえ選任することとしており、現在新たに意見聴取を求めなければならないと考えている専門分野はありません。	
(令和7年12月16日現在)	
担当	経済戦略局 産業振興部 産業振興課（地域経済戦略担当） 電話：06-6615-3774

番号	9. (7) ④
項目	大阪市中小企業対策審議会、 <u>大阪市男女共同参画審議会</u> にてこの1年間の協議の内容と実施した施策と決定事項を明らかにすること。また <u>経済戦略局</u> と <u>市民局</u> に <u>大阪労連</u> からの委員を選出するよう求めます。
(回答) (下線部について回答)	
担当	市民局 ダイバーシティ推進室 男女共同参画課 電話 : 06-6208-9156

番号	9. (8)					
項目	<p>この間の物価上昇は中小零細企業の経営を圧迫、私たち市民のくらしにも大きな影響を与えています。<u>大阪市は2025年度の物価高騰対策としてどのような支援制度を行っていますか？</u></p> <p>また物価高騰対策を国・府まかせにするのではなく、大阪市独自として予算を組み、中小零細企業や市民への直接支援金制度を創設すること。</p>					
(回答) (下線部について回答)						
<p>本市では、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている市民・事業者の生活を支援するため、上下水道料金の減額措置を実施しているところです。</p> <p>具体的には、国が令和7年7月から9月に実施する電気・ガスにかかる支援事業に引き続き、切れ目のない支援を行う観点から、本市と契約のある市民・事業者を対象に、令和7年10月検針分から12月検針分までの水道料金の基本料金935円、下水道使用料の基本額605円の減額を行っています。</p>						
担当	市民局 総務部 総務担当	電話：06-6208-7311				
	水道局 総務部 お客様サービス課 営業企画担当	電話：06-6616-5473				
	建設局 総務部 経理課 下水道使用料担当	電話：06-6615-7545				

番号	9. (8)
項目	<p>この間の物価上昇は中小零細企業の経営を圧迫、私たち市民のくらしにも大きな影響を与えています。<u>大阪市は2025年度の物価高騰対策としてどのような支援制度を行っていますか？</u></p> <p>また物価高騰対策を国・府まかせにするのではなく、大阪市独自として予算を組み、中小零細企業や市民への直接支援金制度を創設すること。</p>
(回答) (下線部について回答)	
国の交付金事業として実施する令和7年度の物価高騰対策事業は、次のとおりです。	
担当	<p>○「物価高騰対策給付金」</p> <p>物価高の影響を受ける低所得者世帯（令和6年度住民税非課税世帯）に対し、1世帯当たり3万円（児童1人当たり2万円を加算）の給付金を支給。（令和7年4月30日受付終了）</p> <p>○「定額減税補足給付金（不足額給付）」</p> <p>國の方針であるデフレ完全脱却のための総合経済対策の取組として、令和6年分の所得税及び定額減税の額等が確定したことで、本来給付すべき額と令和6年度定額減税補足給付金（調整給付）の額との間で差額（不足）が生じた方に、給付を行うものです。</p> <p>物価高騰対策給付金：</p> <p>市民局 総務部 物価高騰支援給付金担当 電話：06-6208-7264</p> <p>定額減税補足給付金（不足額給付）：</p> <p>財政局 税務部 課税課 電話：06-6208-7755</p>

番号	9. (8)
項目	<p>この間の物価上昇は中小零細企業の経営を圧迫、私たち市民の暮らしにも大きな影響を与えています。大阪市は2025年度の物価高騰対策としてどのような支援制度を行っていますか？</p> <p>また物価高騰対策を国・府まかせにするのではなく、大阪市独自として予算を組み、中小零細企業や市民への直接支援金制度を創設すること。</p>
(回答)	
本市では、物価高騰による市民の暮らしと企業活動への影響を踏まえ、消費の下支えを通じた地域経済の活性化を図るため、大阪市内の対象店舗のみで利用可能なプレミアム付商品券を発行する「大阪市プレミアム付商品券2026事業」の実施に向けて検討を進めております。	
今後も、経済・社会情勢を注視しながら、国や大阪府の支援策も踏まえ、効果的な施策を実施してまいります。	
(令和7年12月16日現在)	
担当	経済戦略局 産業振興部 産業振興課（地域経済戦略担当） 電話：06-6615-3774

番号	9. (9)
	<p>自衛隊への名簿提供について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者たちの個人情報を自衛隊に提供しないでください。 ・「除外申出」については、より広く市民に周知してください。 ・どのように自衛隊に情報提供を行っているのか詳細を明らかにすること。
(回答)	
<p>防衛大臣が行う自衛官等募集事務は、自衛隊法第 29 条第 1 項及び第 35 条の規定に基づくものであり、また、自衛隊法施行令第 120 条において、「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」と規定されているところです。</p> <p>このため、自衛隊への住民基本情報の提供については、個人情報の保護に関する法律(以下、個人情報保護法) 第 69 条第 1 項の「法令に基づく場合」に該当するものと解され、自衛隊法及び自衛隊法施行令の規定の趣旨に基づき、本市の保有個人情報である住民基本台帳記載事項のうち、氏名、生年月日、性別及び住所について、防衛大臣に提供を行っております。</p> <p>具体的な提供方法については、自衛官又は自衛官候補生の募集の場合は、自衛隊大阪地方協力本部長から提供依頼を受け、21 才、18 才の方の住所、氏名、生年月日、性別を抽出し、DVD によりデータを提供しています。</p> <p>本市から提供した上記の情報については、個人情報保護法において、行政機関におけるその保有・利用等について適切な取扱いを行うことが規定されており、加えて、本市と自衛隊の間で、目的外利用等の禁止や利用後の廃棄措置等を詳細に定めた覚書を交わし、より一層確実な個人情報保護を図っています。</p> <p>自衛隊への個人情報の提供を望まない方については、申出いただくことにより、提供する情報から除外する措置を行っております。除外申出の方法や期限等については、本市ホームページや SNS、各区役所窓口等でのチラシや除外申出書の配架、庁舎内のポスター掲示、各区広報紙への記事掲載等により案内しております。多くの市民に除外の申し出に関する情報が行き届くよう、引き続き広報周知に取り組んでまいります。</p>	
担当	市民局 総務部 住民情報担当 住民情報グループ 電話 : 06-4305-7485

番号	9. (10)
項目	給食調理室の環境を改善すること。エアコンの設置率、今後の改善策などを明らかにすること。
(回答)	
	<p>学校給食調理室における熱中症対策は必要と認識しており、これまでに平成30年度末ですべての調理場へのスポットクーラーの配置を完了しております。</p> <p>給食調理室へのエアコンの設置に関しては、現在小学校体育館及びエアコンが未設置の特別教室への整備を進める必要があり、全ての事業を一斉に進めることは困難な状況となっております。</p> <p>しかしながら、少しづつでも給食調理室へのエアコン設置を進める必要があると考えており、今年度以降に設計に着手する新設の給食調理室にはエアコンを整備することとしております。</p>

番号	9. (11)
項目	大阪市内の小学校、中学校の家庭科室、理科室などの特別教室のエアコンの設置率を明らかにすること。エアコンがない教室については今後の改善策などを明らかにすること。
(回答)	
	<p>理科室などのエアコンが未設置の特別教室については、特別教室へのエアコン設置を目的とした事業について、令和6年度中に事業者決定を進めるために入札公告を行ってまいりましたが、入札参加者が無かったため令和6年7月12日実施予定の入札自体が中止となっております。当面の取り扱いについては、既設のエアコン更新や校舎建替え工事と一緒に特別教室へのエアコン設置を行うこととしております。</p>
担当	教育委員会事務局 総務部 施設整備課
	電話 : 06-6208-9063

番号	9. (12)
項目	大阪市内の小学校の体育館に早急にエアコンを設置すること。
(回答) 小学校の体育館の空調設備については、令和7年9月8日に「大阪市立小学校体育館空調設備整備事業」の事業者が決定しております。このあと事業契約に向けた手続きを経て順次各小学校への現場設計調査を行い、その後エアコン設置工事を実施する予定となっております。	
担当	教育委員会事務局 総務部 施設整備課 電話 : 06-6208-9063

番号	9. (13)
項目	医療や介護現場で働くすべてのケア労働者の賃上げと人員配置増につなげるために、26年度の診療報酬改定と、1年前倒しで介護・障害福祉サービス等報酬改定も実施し、すべての医療機関と介護・福祉等事業所の物価高騰対策も含めて、各10%以上の引き上げ改定を実施するよう国に上申すること。また当面の支援策として、25年度中に全額公費による賃上げ支援策を実行するよう上申すること。
(回答)	
	現在の急激な物価高騰により、介護事業者の経営は圧迫されていることから、財源については被保険者に負担を転嫁させるのではなく、国が責任をもって全額を確保のうえ、介護事業者が必要な人材を確保し、将来にわたり安定的に良質なサービスを提供できる適切な報酬単価の設定を、令和7年6月に国に対して要望を行ったところです。
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（管理G） 電話：06-6208-8028

番号	9. (13)
項目	医療や介護現場で働くすべてのケア労働者の賃上げと人員配置増につなげるために、26年度の診療報酬改定と、1年前倒しで介護・障害福祉サービス等報酬改定も実施し、すべての医療機関と介護・福祉等事業所の物価高騰対策も含めて、各10%以上の引き上げ改定を実施するよう国に上申すること。また当面の支援策として、25年度中に全額公費による賃上げ支援策を実行するよう上申すること。
(回答)	
	本市では、障がいのある方が地域で安心して暮らし続けるために、適切な支援が重要であることから、職員の配置基準の見直しや報酬単価の改定等について、国に対する要望を断続的に行っております。 そのような中、国は平成24年度に職員の処遇改善に係る加算を創設し、その後は報酬改定が行われる度に、処遇改善加算の拡充を図るとともに、令和元年10月からは、経験・技能のある福祉人材の定着・確保を一層推進するため、「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、令和4年10月には「福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算」が創設されました。令和6年度からは福祉・介護職員等のさらなる賃金改善の向上を図るため、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップや事業者の負担軽減につながるよう、従来の加算から新しい加算への一本化が行われたところです。 障がい福祉サービス等にかかる報酬については、全国統一の制度であり、国による適切な報酬の設定により対応すべきものであることから、本市として指定都市共同提案などの機会を通じて、国に対し引き続き要望してまいります。
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	9. (15)
項目	認可保育施設だけではなく、企業主導型保育施設と同様に、病院内保育所（認可外保育施設）についても、0～2歳児の保育の無償化となるよう対象を拡げること。
(回答)	
	<p>本市においては、誰もが安心して子育てできるよう、令和6年9月利用分から、本市の独自施策として認可保育所等を利用する第2子以降の保育料を無償化し、子育てにかかる経済的負担の軽減に取り組んでいるところですが、企業主導型保育事業については、国の制度上、認可保育所等に準じた保育を実施していることから、認可保育所等に準じて第2子無償化の対象とすることとし、令和8年秋ごろからの実施を目指して制度設計を進めているものです。</p> <p>一方、企業主導型保育事業以外の認可外保育施設は、施設ごとに多様な保育が提供されており、保護者・児童の状況や施設・サービスの利用実態も様々であるため、認可保育所等に準じた取扱いは困難と考えております。</p>
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課（幼保利用グループ）電話：06-6208-8037